

福島復興再生特別措置法の一部を 改正する法律案 関係資料

目 次

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の検討状況	・・・ 1
（参考資料 1） 現時点で想定される一団地の復興再生拠点	・・・ 3
（参考資料 2） 「福島再生加速化交付金」の制度改正（概要）	・・・ 4
（参考資料 3） 「福島再開投資等準備金」制度の創設	・・・ 5

平成 27 年 2 月 1 日
復興庁

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の検討状況

避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、福島県の要望も踏まえ、以下の改正案を今国会に提出予定。

1. 一団地の復興再生拠点整備制度の創設 (参考資料1)

帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度を創設。

本事業制度の創設と並び、以下の支援措置を一体的に措置。

- 予算措置(2. の帰還環境整備交付金)
- 土地等の提供者に対する税制上の特例措置(譲渡所得の5千万円控除)

2. 帰還環境整備交付金の創設 (参考資料2)

復興再生拠点の整備など、住民の帰還に必要な環境整備を加速化するため、福島再生加速化交付金(再生加速化)について、

- 支援対象事業に面整備事業(土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点整備事業)、道路(アクセス道路等)、下水道、公営住宅、公立学校等の基幹インフラ事業を追加。
- 「帰還環境整備交付金」として法定化。

3. 事業再開を支援するための課税の特例 (参考資料3)

避難指示が解除された区域や一定の避難指示区域※における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、当該積立金に適用される税制上の特例措置(所得税・法人税等における積立額の損金算入)を創設。

※避難指示解除準備区域、居住制限区域

【その他(改正事項)】

○ 新産業の創出等に寄与する取組(ロボット)の追加

国と福島県が一体となって、新産業の創出等に寄与する取組を重点的に実施するため、福島県が作成する重点推進計画に定めることができる内容として、ロボットに関する研究開発を行う拠点整備を追加。

○ 住民の帰還促進のための配慮規定の追加

住民の帰還への意欲を保持・増進し、安心して帰還できるようにするため、以下の取組への支援に努めることとする。

- ・ 健康に関する不安や帰還後の生活上の不安などを解消するための相談体制の整備
- ・ 避難指示区域における鳥獣害対策

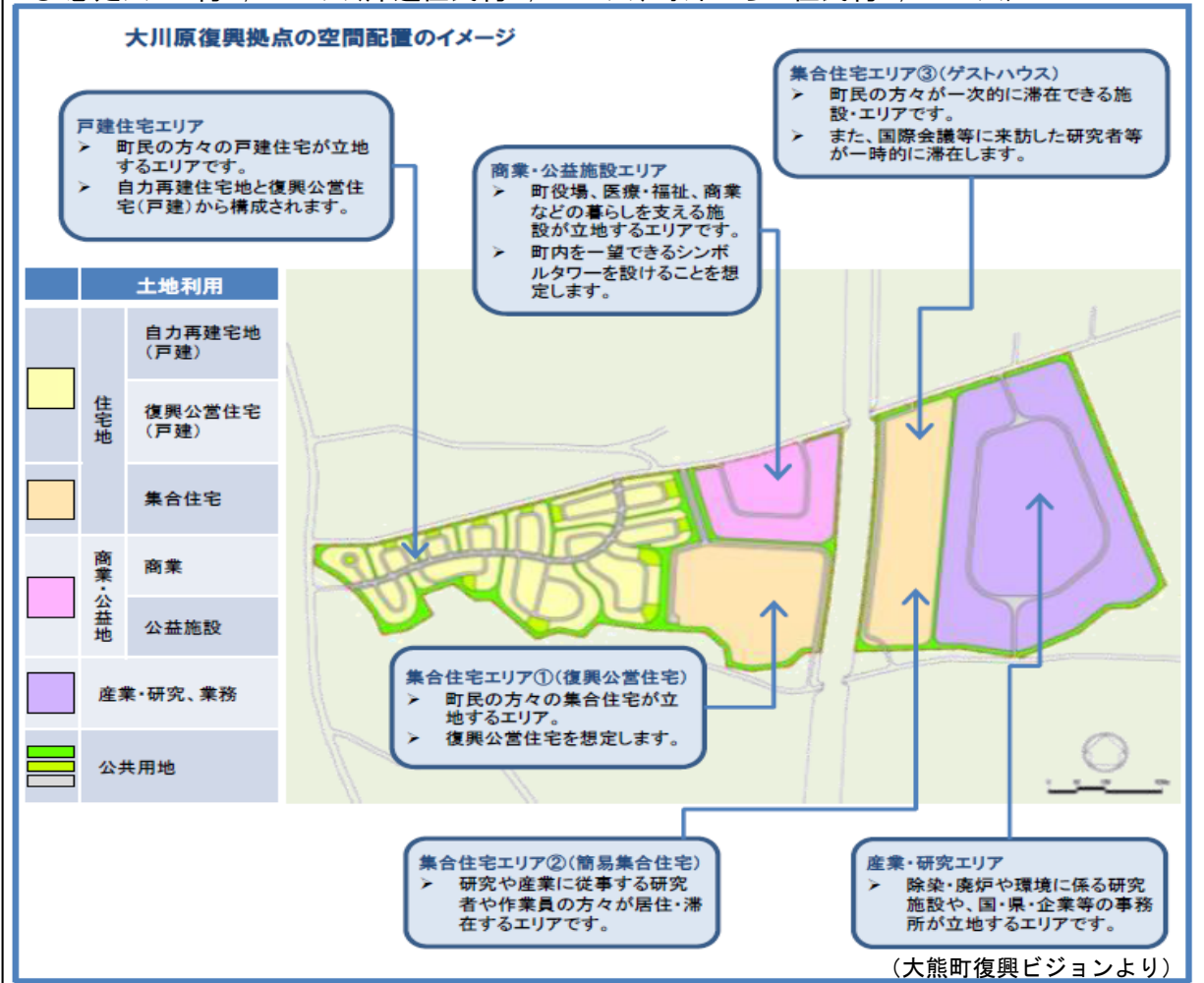
【その他(予算措置)】

- ・ 「帰還環境整備交付金」の基金化

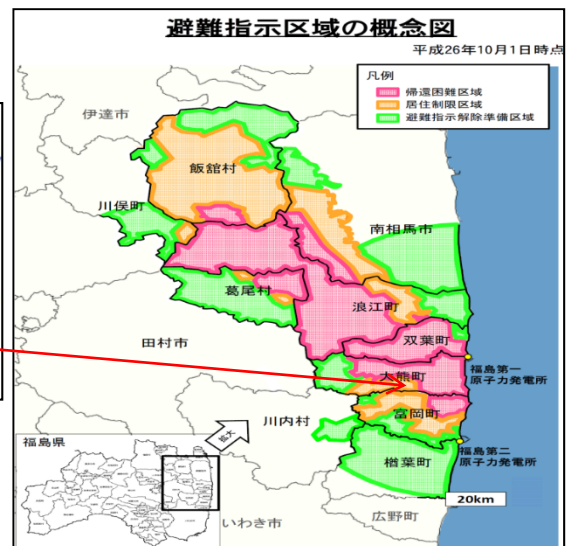
現時点で想定される一団地の復興再生拠点

大川原復興拠点(整備イメージ)

- 面積: 約39ha
- 想定人口: 約3,000人(帰還住民約1,000人、町外からの住民約2,000人)



<参考:大川原復興拠点の位置>



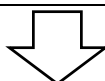
「福島再生加速化交付金」の制度改正(概要)

避難指示・解除区域における住民の帰還を加速化するため、福島復興再生特別措置法の改正を行い、現行の福島再生加速化交付金の一部として、

- ・「帰還環境整備交付金（仮称）」を法定化し、支援対象事業の拡充を行う。
- ・事業の安定的かつ効率的な実施のために基金化を図る。

(制度改正前)

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	再生加速化	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	<u>(予算補助)</u>
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が安心して定住できる環境の整備	(予算補助)



(制度改正後)

交付金		目的	福島特措法上の位置付け
福島再生加速化交付金	帰還環境整備 (仮称)	避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化	帰還環境整備交付金（仮称）
	長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援	生活拠点形成交付金
	福島定住等緊急支援	子育て世帯が安心して定住できる環境の整備	(予算補助)

※「再生加速化」にメニューを追加し、現在、予算補助である「再生加速化」を「帰還環境整備交付金（仮称）」として福島特措法上位置付け、「再生加速化」を「帰還環境整備（仮称）」とする。

1. 「再生加速化」の事業メニューの追加

○現行 36 事業メニューに加え、以下の 11 事業を追加。(計 46 事業(※))

- ・公営住宅整備事業（整備、用地取得造成）
- ・公営住宅管理事業（家賃低廉化）
- ・東日本大震災特別家賃低減事業
- ・公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベータ改修）
- ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業
- ・土地区画整理事業
- ・道路事業（アクセス道路等）
- ・下水道事業
- ・都市公園事業
- ・公立学校施設整備事業
- ・土地改良事業（※土地改良事業は、既存メニューの一部を法定化するもの）

2. 「再生加速化」の基金化（予算措置）

○福島復興再生特別措置法の改正により追加する面整備事業など、複数年度に亘る財源を予め確保しておくことにより、事業の安定的かつ効率的な実施が見込まれる事業等を対象に基金化。

※これまで福島再生加速化交付金は、「①再生加速化」、「②長期避難者生活拠点形成」及び「③福島定住等緊急支援」のうち、「②長期避難者生活拠点形成」のみ基金事業として実施

「福島再開投資等準備金」制度の創設（新規）

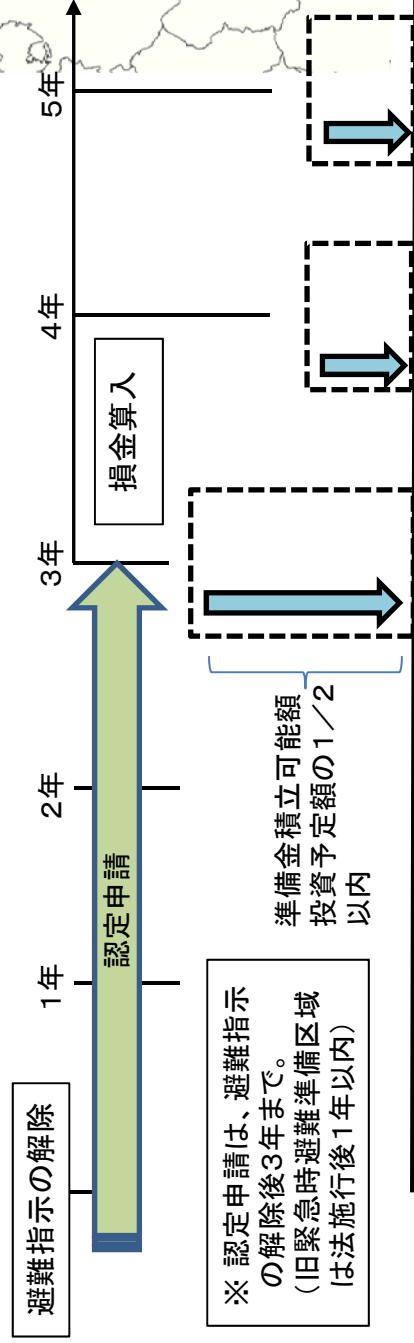
平成25年に避難指示区域見直しが完了し、平成26年には田村市、川内村の避難指示が解除され、住民帰還に向けた復興の新たな段階を迎える。こうした復興の取組みを加速するため、既存の特例に加え、事業の再開の原動力となる税制が必要。避難解除区域等※1において、将来の事業再開を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人※2が「福島再開投資等準備金」として積み立てた際に、その積立額を損金の額に算入可能※3とする。
- (2) 準備金を取り崩して避難解除区域等内で再開投資を行った事業年度において、特別償却（機械・装置100%、建物・構築物等25%）を可能とする。

※1 事業実施地域は、避難解除区域（旧緊急時避難準備区域を含む）、避難指示解除準備区域及び居住制限区域。

※2 避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成23年3月11日当時、本店又は主たる事業所を有していた個人事業者又は法人。

※3 準備金を取り崩した際は、その取崩額を益金の額に算入することとなる。



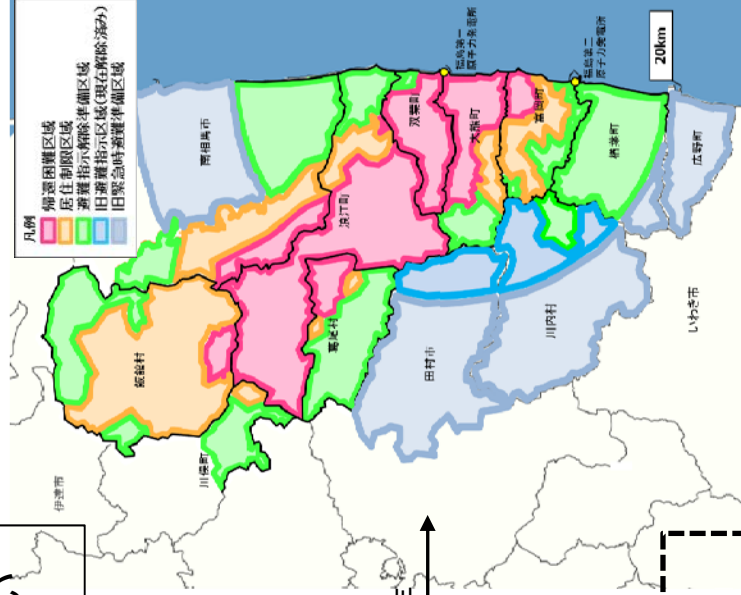
※ 積立期間は、認定後最大3年間。ただし、避難指示の解除後5年まで。（旧緊急時避難準備区域を除く）

※ 積立終了の2年後に積立額が残っていた場合、その翌年度から3年間かけて残額を均等取崩し（益金算入）。

＜既存の特例＞

避難解除区域等において、機械、建物等を取得した場合、特別償却又は税額控除。

（平成26年10月1日時点）



「福島再開投資等準備金」制度の概要（1/2）



復興庁

Reconstruction Agency

- (1) 認定スキーム
個人事業者又は法人が「避難解除等区域復興再生推進事業計画」を含む申請書を福島県知事に申請し、福島県知事が認定。
- (2) 対象者
避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象となった区域内に、平成23年3月11日当時、本店又は主たる事業所を有していた個人事業者又は法人。
- (3) 対象地域
事業実施地域は、避難解除区域（旧緊急時避難準備区域を含む）、避難指示解除準備区域及び居住制限区域。
- (4) 申請計画の記載事項
 - ・ 事業の目標
 - ・ 事業の内容及び実施期間
 - ・ 事業の実施体制
 - ・ 事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - ・ その他（事業予定地、投資予定額、積立期間等）
- (5) 認定基準
 - ・ 企業立地促進計画に適合するもの
 - ・ 事業の実施が避難解除等区域への住民の帰還の促進等に寄与するもの
 - ・ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの
- (6) 認定基準の主要要件案（福島県作成のガイドライン）
 - ・ 「避難解除等区域復興再生計画」中の市町村ごとの計画
 - ・ 「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」
 - ・ 「早期帰還・定住プラン」に基づく市町村ごとの工程表等が策定され、当該計画・工程表との整合性がはかられているもの



(7) 申請可能期間

申請可能期間は、企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の解除日のいずれか遅い日以降3年を超えない日まで。ただし、法施行時に避難指示の解除後3年を経過している区域（旧緊急時避難準備区域）は法施行後1年を超えない日まで。

(8) 準備金の積立対象

事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕に要する費用。

(9) 準備金の積立期間

準備金の積立期間は、計画認定後、最大3年間。

準備金の積立期間の末日は、企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の解除日のいずれか遅い日以降5年を超えない日まで。ただし、法施行時に避難指示の解除後3年を経過している区域（旧緊急時避難準備区域）はその限りではない。

(10) 準備金積立額の強制取崩し

準備金積立期間の終了後、2年経過した段階で準備金の積立額が残っていた場合、その翌年度から強制的に残額の均等額の取崩し（益金算入）を開始する。取崩期間は3年間。

(11) 積立限度額

毎年度の積立限度額は、投資予定額の1/2。

(12) 特別償却

機械及び装置：償却率100%、建物及びその附属設備並びに構築物：償却率25%。

ただし、企業立地促進計画の提出のあった日又は避難指示の解除日のいずれか遅い日以降5年を超える場合は、対象となる減価償却資産の規模が、①当該減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの、②当該減価償却資産のうち機械装置の取得価額の合計額が100万円を超えるもの、のいずれかに該当する場合には限る。